

君津地域広域廃棄物処理事業について

市民環境部

君津地域4市が、平成14年度から廃棄物の中間処理を委託している株式会社かずさクリーンシステム（以下「KCS」という。）は、令和8年度末までの稼働となっており、その後は施設を解体撤去し、会社を解散、清算することとなるが、その解体撤去等に係る費用が、当初予定していた金額より増加することが見込まれることから、その不足額について、令和2年度から令和8年度までの7年間で、委託料の中で支出をすることとし、変更契約を締結する。

1 事業終了後の計画

KCSの事業期間は、平成14年度から令和8年度末までの25年間であり、事業終了後の令和9年度から令和11年度の3年間で、保有する土地を含めた全ての資産を処分した上で、会社を解散、清算する予定となっている。

2 解体撤去に係る経費

事業終了後は、解体撤去工事費のほか、会社が解散、清算するまでの税負担を含む管理経費及び平成31年4月に改正された土壤汚染対策法に基づく、土壤調査費などの経費発生が想定される。

解体撤去工事費を除く全ての経費は、事業終了時に、現在見込まれるKCSの積立予定金から充当する予定だが、35億2千万円（消費税相当額含む。）と見込まれる解体撤去工事費に係る経費のうち、積立予定金等から充当できる金額は17億6千万円と試算されており、17億6千万円の不足が見込まれる。

3 解体撤去

保有資産の処分については、一部地下エリアを残置するものの、社屋棟を含め全ての償却対象固定資産を解体する予定である。

なお、資金が不足する要因としては、解体工事費の物価上昇、ダイオキシン類等の調査に係る法令変更のほか、当初見込んでいなかった地下部の撤去などによる解体撤去工事費の増によるものである。

4 不足する解体費用の支払い

不足が見込まれる17億6千万円については、令和2年度から令和8年度までの7年間で、4市が負担する廃棄物中間処理委託料の中で支出することとし、「廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書」を締結する予定である。

なお、不足する17億6千万円のうち、本市の負担額は、3億9千336万円と見込まれる。

【添付資料】

- ・ 廃棄物中間処理委託基本契約変更契約書（案）・・・・・・・・※資料1
- ・ 解体に係る費用（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※資料2
- ・ 委託料・単価推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※資料3